

『教育資金贈与信託が順調 4月当初の約10倍－信託協会』

一般社団法人信託協会（会長若林辰雄）では、今般、平成25年9月末の教育資金贈与信託の受託状況を取りまとめ公表した。教育資金贈与信託の契約数は40,162件、信託財産設定額合計は2,607億円となっている。本年4月1日の取扱い開始から、6ヶ月間が経過した段階で、各月とも新規の契約数・信託財産設定額が安定的に増加しており、浸透度および利用メリットの浸透が進んでいるようだ。

高齢者の資産を若年層に移転させるとともに、消費拡大を図り教育・人材育成をサポートする観点から、平成25年度税制改正により教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が導入されている。教育資金贈与信託は、祖父母等が信託銀行等に金銭等を信託した場合、1,500万円を限度として贈与税が非課税になるもの。

教育資金贈与信託の取扱い開始からの受託状況の推移については、本制度がスタートした平成25年4月に月中契約数3,797件、月中信託財産設定額245億円だったが、そこから毎月順調に伸びをみせ、3ヶ月後の6月には、累計契約数18,206件、同信託財産設定額1,213億円に上った。結局9月末の統計では、4月に比べ両方とも10倍以上に実績が増加している。



『年金事務所と職安の連携 徐々に指導強化へ』

とかく縦割り行政の弊害という指摘を受けているのが年金事務所と職安との連携不足だろう。雇用保険に加入しているのに社会保険に加入していない、またはその逆の企業は少なくない。各行政機関で保有する企業データを共有すれば、指導すべき企業の姿も浮き彫りになるにもかかわらず、従来、そのような動きがなかった。昨今、年金事務所による算定基礎届についての調査体制の強化及び社会保険未加入企業への指導強化の流れが強まる中、ようやく水面下で年金事務所の社会保険適用データと職安の雇用保険設置データの突合が開始されているようだ。その結果、まずは**社会保険に加入している（＝従業員がいる）**にも関わらず、雇用保険に加入していない企業の指導強化が始まっている。法的には当然に雇用保険加入義務があるにも関わらず、未加入の企業についてはまずは加入するように指導し、その後の企業側の対応により硬軟織り交ぜた対応をとるものと予想されている。なお、このような動きにより、雇用保険の失業給付を受けているにもかかわらず、社会保険については配偶者等の扶養家族になっているような場合も発覚しやすくなる点にも注意が必要だ。法定通りの対応をしていれば問題はない話だが、そのような動きがあることも考慮したい。